

# 滝沢東小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和4年3月1日改定

## 1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条より

### (2) 本校における「いじめ防止対策」の基本的な考え方

「いじめ」を重大な人権侵害としてとらえ、「いじめ」は人間として絶対に許されない、また、この学校でも、どの学年・学級でも、どの子どもにも起こりうるという認識に立ち、子どもたち一人一人の小さな変化を見逃さず、早期発見に努め、解決に向けて迅速かつ有効な対応を組織的に進める。

- ・いじめは人権侵害・犯罪行為であり、いじめを絶対に許さず、「正義」と「信頼」の学校をつくる。
- ・震災や家庭事情による転居や障がいの有無、新型コロナウイルス感染症やワクチン接種の有無等による偏見や差別、誹謗中傷等人権に関わる問題には、注意深く対応していく。  
・・・R4. 3月改定
- ・いじめの早期発見に努め、迅速で組織的な対応を徹底する。
- ・いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- ・いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関と連携・協力しながら一体となった取り組みを推進する。

## 2 本校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) 「いじめ」の相談窓口

「いじめ」は、早期発見、早期対応が求められる。学級担任をはじめ相談しやすい教職員への連絡・相談はもちろんのこと、具体的な窓口を決め、「いじめ」の早期発見に努める。

「いじめ」の相談窓口：生徒指導主事、副校長、養護教諭、スクールカウンセラー

## (2) 「いじめ防止・対策委員会」の設置

「いじめ」の早期発見，早期対応，早期解決の取組を組織的に行うために，「いじめ防止・対策委員会」を設置する。「いじめ防止・対策委員会」は，いじめの防止対策，早期解決の取り組み以外に，いじめに関する校内研修の開催，いじめ防止のための生徒指導の充実，いじめに関するアンケート調査の実施と分析，いじめ防止に向けた保護者や関係機関との連携等の企画・運営も担当する。

「いじめ防止・対策委員会」

委員：校長，副校長，生徒指導主事，教務主任，教育相談担当，道德教育担当，学団長，  
該当児童の学級担任

## 3 いじめ未然防止のための取り組み

### (1) 未然防止

- ・週1時間の道德の時間を大切に扱い，自他の生命を大切にする指導を，全教育活動を通して行う。(道德教育の学級における指導計画に明示)
- ・教師一人一人がわかる，できる授業を心がけ，児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て，自己有用感を味わうことができるように努める。
- ・日々の観察や声かけを行い，学級活動やクラスレクなど学級で活動する時間を活用し，児童の仲間関係の理解に努める。
- ・Q-U 検査を活用し，学級の状況をしっかりと捉えながら指導にあたる。
- ・新型コロナウイルス感染症に対する知識・理解を深めるとともに，新型コロナウイルス感染やワクチン接種の有無等による偏見や差別に限らず，すべてのいじめに対して「人間として許されない行為である」という正義の心を育み，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。・・・R4. 3月改定
- ・教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し，いじめの深刻化を招きうることに注意する。特に，教職員による暴力行為は体罰であり，ことばによる過度な叱責についても児童の健全な成長と人格形成を阻害し，いじめの遠因となり得るものであることから，体罰の禁止の徹底をはかる。
- ・ネット上でのいじめ発生を防ぐため，情報機器の利用に関しては，中学校のみならず小学校においても家庭との協力が不可欠であり，市PTA連絡協議会代表者が考案した「我が家のスマホルール」等を，学校教育振興協議会やPTAに周知し，保護者の学びの機会を設けるなど学校と家庭と地域が共通理解を図る取組も推進する。・・・R4. 3月改定
- ・児童育成の重点目標に「あたたかい言葉」を掲げ学校全体で指導にあたる。

## (2) 早期発見のために

- ・児童の様々な活動場面や生活場面の中に、暴力や乱暴な言葉がないか全職員で見守る。
- ・学級や班の中で孤立している子、休み時間に一人で過ごしている子に対して、担任は常に意識を向け、その児童の内面を理解し、集団に入れるよう支援にあたる。また、友人関係の変化にも意識を向けていく。
- ・「縦割り班活動」や「クラブ活動」等、学級を離れたときの児童の様子について、気づいた職員が担任に必要なと思われる情報を伝えていく。
- ・「児童理解カード」を活用し、これまでの児童の変容をとらえる。
- ・毎月の職員会議で児童の様子について情報交流し、共通理解を図る。
- ・長期休業中には、「いじめ防止・対策委員会」が、学童（2カ所）等を訪問し、校外での児童の情報収集、実態把握に努める。
- ・「いじめの相談窓口」があることを児童・保護者に知らせる。

## (3) いじめ実態把握調査アンケートの実施

- ・校内生活アンケート、市の「いじめの実態調査」等でいじめの実態を把握する。いじめがあった場合には、「いじめ防止・対策委員会」を開催し対応を協議する。

## (4) 保護者や地域の方々への働きかけ

- ・連絡帳や日記の活用によって担任が児童・保護者と日頃から連絡を密に取り、信頼関係を築く。気になる内容については教育相談や家庭訪問等を行い、実態を把握する。
- ・学級懇談会や学校、学年だより等による広報活動を行い、いじめ防止について啓発を行う。
- ・PTA総会・地区懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設定する。

## (5) 地域からの情報収集

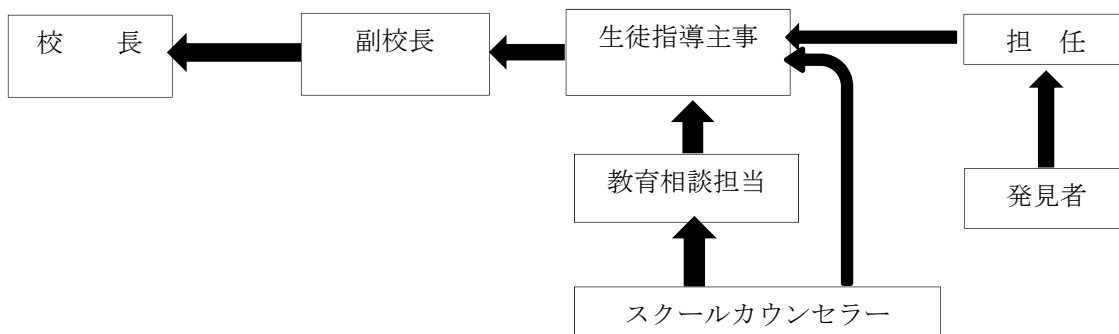
- ・セーフティネットワーク会議や学校教育振興協議会、民生委員、自治会等の会議で情報交換をし、対策を講じる。

・・・R4. 3月改定

# 4 いじめに対する早期対応

## (1) 正確な事実の把握

- ・児童からいじめについて訴えなどがあった場合は、速やかに生徒指導主事・副校長・校長に報告する。



- ・当事者双方，周りの児童から個々に聞き取り調査し，記録する。

## (2) 指導体制，指導計画の策定

- ・いじめの事実が確認された場合は，「いじめ防止・対策委員会」を開催し対応を協議する。
- ・教職員全体で事実関係の共通理解を図り，指導のねらいを明確にする。
- ・指導体制を整え，教職員の役割を明確にし，迅速に対応する。また，年に数回校内研修を設定し，全ての教職員の共通理解を図る場を設定し，いじめ防止に対する取り組みを促す。
- ・市教育委員会，スクールカウンセラー，警察，医療機関等の関係機関との連絡調整を行う。
- ・犯罪行為として取り扱うべきいじめについては，市教育委員会及び警察等と連携し対処する。

## (3) 児童への指導・支援

- ・担任，教育相談担当，養護教諭，スクールカウンセラー等が対応し，いじめを受けた児童の心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童に対して，担任を中心に，いじめた相手の心の痛みや苦しみを理解させる指導を行い，「いじめは決して許される行為ではない」という意識をもたせる。

## (4) 保護者との連携

- ・個別の協議の場を設け，いじめの解消のための具体的な対策について説明する。
- ・家庭訪問等を通じ，保護者の協力を求め，学校との連携について協議する。

## (5) いじめの解消の定義及び解消後の指導

- ・定義として

(1) いじめが止まっている状態が継続（3か月以上）

(2) 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

※本人及び，保護者への確認の上判断する

- ・いじめ解消後も児童に対し継続的に指導・支援を行う。
- ・スクールカウンセラー等が対応し，児童の心のケアを継続的に行う。
- ・再発防止に向けて，「いじめは決して許される行為ではない」ことを，道徳の時間を中心に全

校児童に指導する。

## 5 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

学校の設置者又はその設置する学校は、次に上げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめ防止対策推進法」第28条より

### (2) 重大事態への対応

- ・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。 …… R 3. 3月改定
- ・ 重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告する。また特に、児童の心身に危険があると認められた場合には、警察への通報を行い、児童の安全確保・保護に当たる。
- ・ 重大事態に至った初期から可能な限り調査（聞き取り、アンケート等）し、事実関係について整理記録する。
- ・ 調査内容をもとにいじめた児童・その保護者に対する指導について、スクールカウンセラーも含め協議し、指導計画を作成するとともに、計画的な指導を行っているか、定期的に点検する。
- ・ 保護者の希望を踏まえながら、市教育委員会と協議のうえ、いじめを受けた児童、その保護者に対して、必要な対応を行うとともに、事実関係等の情報を適切に提供する。

## 6 その他

(1) いじめの問題への対応について、学校評価を行う。

(2) PTA役員会や学校教育振興協議会、セーフティネットワーク会議等で、いじめの問題など学校が抱える課題を共有し、家庭や地域と連携しながら解決する仕組みづくりを推進する。

(3) 本校ホームページに本校の学校いじめ防止基本方針を記載し、保護者や地域住民が基本方針の内容を確認できる措置を講じる。また、その内容を入学時及び各年度の開始時に児童、保護者、関係機関に説明・周知する。

【参考】 県内いじめ相談窓口一覧

相 談 窓 口	電 話 番 号	受 付 時 間
24時間子どもSOSダイヤル (いじめ相談電話)	0120-0-78310	24時間
子どもの人権110番 (法務局)	0120-007-110	平日 8:30~17:15
盛岡いのちの電話	019-654-7575	月~土 12:00~21:00 日 12:00~18:00
ふれあい電話 (県立総合教育センター)	0198-27-2331	平日 9:00~17:00
青少年なやみ相談室	019-606-1722	火水金 9:00~16:00 月木 9:00~20:00
チャイルドライン	0120-99-7777	月~土 16:00~21:00
ヤングテレホンコーナー (岩手県警)	019-651-7867	平日 9:00~17:45
すこやかダイヤル (県立生涯学習推進センター)	0198-27-2134	平日 10:00~17:00